

# 參考資料 5

○消防庁告示第三十三号  
　　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三  
　　十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に  
　　関する基本指針を次のように定める。  
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

# 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によつて、

① 災害発生時における初動体制の強化  
② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用  
③ 本部機能統合等の効率による現場活動要員の増強  
④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化  
⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備  
⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町

域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえない。小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担つてている消防団員の扱い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、「人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きく変化しないもの」と考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となり、平成二十五年に改正された本指針の新たな推進期限としていた平成三十年四月一日には更に五十六本部が減少し、消防本部数は七百二十八本部となつたところである。広域化を行つた消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下、「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど広域化の進捗はまだ十分とはいはず、更に小規模消防本部が抱える前記の課題が依然と

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本

**消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方** 消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

① 市町村の消防の広域化の理念及び定義  
② 消防庁長官による基本指針の策定  
③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県  
④ 知事の関与等  
⑤ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の  
作成  
この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備  
及び確立を図ることを旨として、行わなければならぬ  
といふとされているため、広域化によつて消防本部の  
対応力が低下するようなことはあつてはならない。

加えて、近年の東日本大震災での教訓や、自然災害の多発、大規模市街地火災等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえても、広域化による小規模消防本部の解消が重要である。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一體となり、消防力の維持・強化に当たつて最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となつており、喫緊の最重要課題となつてている。

增加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。また消防力に関する消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)及び消防水利の基準(昭和三十九年消防庁告示第七号)に規定する消防力に對する整備率を見ると、平成二十七年四月一日現在、消防職員については七十七・四%、消防水利については七十三・六%にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えは、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・〇%である一方、小規模消防本部においては、六十六・一%にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

さらに、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となつてゐる。

と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

また、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受け入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことからも明らかのように、消防の分野における都道府県の役割的重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成十八年以降の十年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再

平成十八年の消防組織法の改正後、平成三十年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によつて左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されてい  
ます。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがつて、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方針を選択することが必要である。

3 平成三十年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方針

## 平成三十年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

(2) 置する。取組を支援するための消防広域化推進本部を設ける。

(3) 市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、地域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(4) 都道府県及び市町村に対する情報提供  
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行いう際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

(5) 相談体制の確保充実  
広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体的の相

4  
国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策  
する本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

策定する必要がある。その際、都道府県は、市町村が行つた自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論をしていく必要がある。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力をを行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化とともに、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

#### (4) 実質的相談体制の確保充実

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供を行

(2)

）する。肖方云或乙種進云那の反量

(5) 談に積極的に応じる  
① 財政措置  
広域化関連事業

(1) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町画の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）であつて、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織

- 2 -

(iii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するため必要となる改築であつて、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iv) 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

(v) 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センターセンター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vi) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了したものと含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年六月三十五年四月一日までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vii) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力をを行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力をを行う市町村（以下「連携・協力実施市町村等」という。）に対して、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

### 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のようないくつかの事項を定めることとなる。

## 二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する 期間

(ii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令シナリオの新築・増改築であつて、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であつて、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

とする。

(5) 本指針三、5に基づき定めること。  
広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基  
本的な事項

(4) に必要な措置に関する事項

(3) 広域化対象市町村の組合せに基づく本指  
針三、2に基づき定めること。  
なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指  
針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を  
行う場合については、本指針三、3によること。  
また、都道府県が推進する必要があると認める  
自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（  
以下「連携・協力対象市町村」という。）につい  
ても、本指針三、4に基づき定めること。  
自主的な市町村の消防の広域化を推進するため  
本指針三、5に基づき定めること。

(2) 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降の約十年間ににおける、推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需用の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おむね十年後の消防体制の姿を見通す必要が

① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携協力をといった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な支援を行ふ必要がある。

(1) 基本的な事項

① 次のような事項に留意して定めること。

② 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することとする。

③ 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために推進するものであること。

④ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めいくことが肝要であり、これらとの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくこと。

⑤ 市町村による消防の現況及び将来の見通し、市町村の実情に留意して定らること。

(6) 勘案して定めること。  
市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確

保に関する事項  
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。  
なお都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。  
また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならぬとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する事項

(1) 各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

### 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これから消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかししながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

しかしながら、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となつていて、ことに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百

### 3 1) 消防広域化重点地域の指定等

(2) 以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能な複数の組合せも定めるものとする。  
配慮すべき事項  
非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

(1) 消防の広域化重点地域の指定の変更について準用する。  
推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(2) 消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たつて最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力をを行うことが必要である。

推進計画へ位置付ける上で基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかししながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターや、整備費の削減・現場要員の充実等を図ることによる共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。

高機能消防指令センターの共同運用

特定小規模消防本部  
非常備市町村

人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の  
一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前  
又は事後に推進計画の変更を行うものとする。  
なお、消防広域化重点地域の指定を行ったとき  
はその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都  
道府県の支援の内容とともに公表するものとす



応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

## 2

**防災・国民保護担当部局との連携の確保**  
防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。①そのために、次のような具体的な方策を考えられる。  
②夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託する。  
③各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存在する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の灾害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

④防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流  
⑤総合的な合同防災訓練の実施  
⑥⑦防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化  
⑧防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらとの連携の確保を図ることが必要である。国応じて広域化後は、広域化の際には、消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが可能なり広域消防運営計画において定めること。

## 3

**推進計画及び広域消防運営計画への記載**  
以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消